

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

平成 26 年 12 月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成 25 年経済産業省令第 34 号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとして、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605 商局第 3 号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示しているところ。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みの J I S の最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（I E C 規格）に整合した J I S 等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 5 規格

改正区分	規格数
採用済の J I S を、より新しい版の I E C 規格に整合した J I S に置き換えるもの	4
未採用の I E C 規格に整合した J I S を、新たに採用するもの	1

(3) 猶予期間経過により削除する規格の数： 40 規格

3. 今後のスケジュール

改正：平成 26 年 12 月 12 日

施行：平成 27 年 3 月 1 日。ただし、施行から 3 年間は、なお置き換える前の J I S によることができるものとする。